



おおがき



市民の誓い 私たちは水を生かし 緑を広げ 安全に努め 心を育て 助け合います
新しい習慣で感染症予防! ~手洗い マスク 人との距離~



おあむちゃん

新型コロナウイルスワクチン接種がお済みでない皆さんへ 最終予約受付中 お早めに!

新型コロナウイルスワクチンは、10月初旬をもって国からの定期的な供給が終了し、その後は、臨時供給になる見込みです。これに伴い、集団接種および個別接種ともに接種体制を縮小することになります。

接種を希望される人は、今回で受付終了となりますので、早めに予約をお願いします。

新型コロナウイルスワクチンは、接種後、発熱などの副反応が現れることがあります。こうした症状の大部分は接種後数日



イオンタウン大垣の集団接種会場

内に回復します。ワクチンには高い発症予防効果が認められ、重症化を防ぐ効果も期待されていますので、未接種の人はぜひ接種をご検討ください。

予約方法など詳しくは、市ワクチン接種特設サイトをご確認いただくか、市コールセンターへ。



特設サイト

ワクチン接種に関する問合せ
市コールセンター ☎47-6101
8:30~17:15 (土・日・祝日も開設)

~油断なく! 感染防止対策の継続を~

新型コロナウイルスの第5波の新規感染者数は減少してきましたが、感染リスクは私たちの身近に潜んでいます。

感染再拡大を防ぐため、ワクチンを接種した人も油断せず、マスク着用や手洗い、3密回避、こまめな換気などの基本的な感染防止対策の継続が大切です。

外出は混雑している場所や時間を避けて少人数で行動し、飲食店に行く時は、アクリル板の設置や座席間隔の確保、消毒、換気などを徹底しているお店を利用しましょう。

体調が悪い時は、出勤や登校などを控えてください。

衆議院議員総選挙 投票日 最高裁判所裁判官国民審査 10月31日(日)

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が、10月31日(日)に行われる予定です。

投票方法や期日前投票など詳しくは、本紙2面をご覧ください。

第3回市議会定例会が閉会 補正予算などを可決

令和3年第3回市議会定例会が、9月6日から24日まで開かれました。

13日には、13人の議員から市政全般について一般質問が行われました。

最終日の本会議では、各担当委員会に付託されていた議案について委員長報告の後、一般会計補正予算など9議案が原案どおり可決・認定・承認されました。続いて、2件の請願について採決が行われ、1件が採択、1件が不採択となりました。最後に、議員提出議案3件が追加上程され、いずれも原案どおり可決し、閉会しました。


最終日に可決・認定・承認された主な議案は次のとおりです。

- ▶**令和3年度補正予算関係** 一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計
- ▶**条例関係** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- ▶**令和2年度決算の認定** 一般会計及び特別会計、公営企業会計
- ▶**その他** 請負契約の締結など
- ▶**請願** 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書
- ▶**意見書** こども庁の設置を求める意見書など

祝 西濃運輸
(3年ぶり38回目)

第92回都市対抗野球大会に、本市の西濃運輸野球部が東海地区の代表として、3年ぶり38回目の出場を決めました。

本大会には、全国から32チームが参加。10月23日に組み合わせ抽選会が行われ、11月28日から東京ドームで開催されます。



10月15日号 主な内容

- ▶ 衆議院議員総選挙のお知らせ、市役所第2・3駐車場が完成、夏休みの作品展上位入賞者の紹介など...2~3P
- ▶ 令和2年度市の財政状況...4~5P
- ▶ 募集・講座のお知らせなど...6~7P
- ▶ 催しのお知らせ、市民伝言板など...8~9P
- ▶ 健康ガイド...10~11P
- ▶ まちなかテラス、プラネタライブ、美濃国分寺跡国史跡指定100周年記念シンポジウムほか...12P

新型コロナの影響で国の「月次支援金」を受給した中小企業者などを市も支援 大垣市中小企業者等一時支援金を新設

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少したことにより、国の「月次支援金」を受給した、市内の中小法人および個人事業者の皆さんを対象に、市は、事業全般に広く使うことのできる「大垣市中小企業者等一時支援金」を新たに創設しました。

ぜひ、ご活用ください。
詳しくは、商工観光課(☎47-8596)へ。



- ◆**対象** 国の「月次支援金」を令和3年4~9月分の内でも受給したことがある、市内に本店を有する中小法人または市内に事業所を有している市内在住の個人事業者
- ◆**給付額** 中小法人: 15万円、個人事業者: 10万円 ※ただし、1事業者1回に限る
- ◆**申請期間** / 10月12日(火)~令和4年2月28日(月)
- ◆**申請方法** / 申請書(市HPからダウンロード可)に必要書類を添えて、郵送で同課「中小企業者等一時支援金」担当(〒503-8601 丸の内2-29)へ



市HP